

ていげんしょ あん 提言書の案について

《はじめに》

さくねん がつ かいさい だい かいけんとういんかい いしかりし じょうほう
昨年の6月に開催された第1回検討委員会で、石狩市より、情報・
こみゆにけーしょんじょうれい ないよう かんが
コミュニケーション条例の内容を考えてもらいたいという「提言
いらいしょ
依頼書」をもらいました。それから事務局から出された条例のたたき
だい だい
台について皆さんに協議や検討をしてもらい、言葉や文書を変えて
しゅうせい
(修正して)いき、最終的な条例案ができるところまでできました。

そこで今度は、市の依頼に対して、「事務局からの条例のたたき台
について、ここを変えて(修正をして)条例案を完成させました。」と
こた だ
いう答えを出します。この答えをまとめた文書を「提言書」といいま
す。

じむきょく
事務局では、これまでに話し合われた内容を確認し、どこをみんな
か
で変えてきたのかをまとめ、次のページに「提言書」の案をつくってみ
ましたので、その内容を皆さんに確認をしてらえればと思います。

ちゅうい 【注意】

つぎ ペー ジ すこ むずか ことば で
※次のページから少し難しい言葉が出てくるかもしれません。もし
もわからない言葉がありましたら、三色カードの赤い四角の
ことば
(ストップしてください。むずかしいことばがあります。)カードを
すとっぷ
あげてください。

ていげんしよ あん
提言書の案

令和5年11月10日

いしかりしちやう かとう たつゆき さま
石狩市長 加藤 龍幸 様

いしかりしじやうほう こみゆにけーしょんじやうれい かしやう かか けんとういんかい
石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会

いいんちやう かねこ こうじ
委員長 金子 浩治

いしかりしじやうほう こみゆにけーしょんじやうれい かしやう かか ていげん
石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る提言

れいわ ねん がつ にちづ いししやうふくだい ごう ていげんいらい ひやうき けん
令和4年6月24日付け石障福第325号で提言依頼のありました標記の件

について、本検討委員会の議論を踏まえ、下記のとおり提言いたします。

き
記

1 はじめに

ほんけんとういんかい いしかりし しやう ひと じやうほう こみゆにけーしょん
本検討委員会は、石狩市における障がいのある人の情報・コミュニケーション
かん じやうれい さくせい お しな いざいじゆう とうじしゃ しえんしゃ しやう かん
に関する条例の作成に向け、市内在住の当事者や支援者、障がいに関する
がくしきけいけんしゃ こうほ おう しみん こうせい けんとういん し しめ
学識経験者、公募に応じた市民などで構成された検討委員にて、市が示した
じやうれいそあん きやうぎ けんとう かせ まい い か じやうれいそあん
条例素案について、協議、検討を重ねて参りました。以下は、その条例素案の
ないよう たい ていげんなら ふたいいけん
内容に対する提言並びに附帯意見となります。

2 条例素案の内容に対する提言について

じやうれいそあん つぎ しゆうせい
条例素案について、次のとおり修正すること。

(1) 全体で使用されている語句の修正について

あ ひと とくせい あ ほうほう ことば ひと ほうほう
ア 「その人の特性に合った方法」という言葉を「その人のわかる方法」に
しゆうせい
修正すること。

つぎ つづ
次ページに続く

イ 「発信」を「伝えること」、「取得」を「受け取ること」に修正し、それぞれを文脈に合った語句の使い方に直しながら表記すること。

ウ 「障がいの有無」を「障がいのある、ない」に統一すること。

エ 「障がいのある人のわかる方法」を「障がいのある人がわかる方法」に修正すること。

(2) 前文の語句について

ア 「全ての市民」を「私たち市民」に修正すること。

(3) 第1条(目的)の語句について

ア 「この条例は、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定に基づき」の文を削除すること。

イ 「障がいのある、ないにかかわらず分け隔てられることなく」を「障がいのある、ないによって分け隔てられることなく」に修正すること。

(4) 第2条(定義)の語句について

ア 「(3)コミュニケーション手段」の中の「他の障がい者が」を「他の障がいのある人が」に、「(6)コミュニケーション支援者」の中の「その他の障がい者の」を「その他の障がいのある人の」にそれぞれ修正すること。

イ 「(3)コミュニケーション手段」の中に「ICT(情報通信技術)機器」を追記すること。

ウ 「(6)コミュニケーション支援者」の中の「(朗読者を含みます。）」という文を削除すること。

(5) 第3条(基本理念)の語句について

ア 「情報の発信と取得及びコミュニケーション手段」を「情報を伝え受け取る権利及びコミュニケーション手段」に修正すること。

つぎ
次ページに続く

(6)第7条(施策の推進方針)の語句について ※現在検討中のところです。

ア (施策の内容は現在検討中ですので、今後、何か修正することがあればここに書かれることとなります。)

3 附帯意見について

本検討委員会の議論を踏まえ、次の事項を附帯意見として提言します。

(1)今後の市の方針について

ア この度検討した条例については、障がいのある人のための内容となつていますが、障がいのある人のほかにも、高齢者や認知症の方、外国人など、地域には情報を伝え、受け取ることに困難を感じている方は多くおられますので、誰もが情報を伝え、受け取りやすい環境を整備することが必要であると考えます。

前文に書かれております「誰もが暮らしやすく、やさしいまち」を旨としていくためにも、市は本条例をきっかけに、情報を伝え、受け取ることに困難を感じているすべての方のために、同様の環境整備への取り組みを推進すること。

(2)条例に掲げた施策の推進について

ア 学校教育における総合的な学習の時間などを活用し、小さなころから障がいの特性及びコミュニケーション手段を学び、障がいのある人とふれあう場面を設けるなど、障がいへの理解を深める機会をつくっていくこと。

イ 石狩市の職員を含め、公的機関や民間の事業者に対しても、障がい特性やコミュニケーション手段を理解するための研修を実施していくこと。